

1 財務会計事務

(4) 不適切な随意契約

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室金融課 都市整備部 港湾局	<p>≪商工労働部 中小企業支援室金融課≫</p> <p>1 自己認識が不得手な方を対象とした金融経済教育冊子等作成委託業務について、下記のとおり、随意契約が締結されていた。</p> <p>(1) 試行冊子等作成業務 986,286円（「試行版」の冊子と付録（家計簿））</p> <p>ア 委託期間 H24.11.22～H25.1.15</p> <p>イ 随意契約の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額）</p> <p>ウ 比較見積：有り</p> <p>(2) 冊子作成業務 731,325円（「完成版」の冊子）</p> <p>ア 委託期間 H25.3.6～H25.3.19</p> <p>イ 随意契約の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額）</p> <p>ウ 比較見積：無し</p> <p style="padding-left: 20px;">大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第12号（版下あり）</p> <p>(3) 付録作成業務 433,020円（「完成版」の付録（家計簿）と貯金箱）</p> <p>ア 委託期間 H25.3.6～H25.3.19</p> <p>イ 随意契約の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額）</p> <p>ウ 比較見積：有り</p> <p>2 試行冊子等作成業務の予定価格（100万円）の決定に関する決裁がなく、積算根拠が残っていない。</p> <p>3 試行冊子等作成業務の成果物はCD-ROMで納入されており、その著作権は府に帰属するとされているにもかかわらず、その後の「完成版」冊子作成業務は、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第12号「契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの」に該当すると判断し、比較見積を省略して、試行冊子を作成した業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約で発注されていた。</p> <p>4 「完成版」の付録（家計簿）作成業務は、検討会議で検討した結果、抜本的な修正箇所が多く出たことに加え、貯金箱を付録として追加することとなったため、「完成版」の冊子とは別発注としていたが、試行冊子等作成業務の内容は、冊子と付録（家計簿）が一体であり、冊子作成業務と付録作成業務を分離して発注する合理的な理由はなかった。</p>	<p>1 契約担当者及びその上司が、予定価格の設定にあたっては、根拠となる資料を付して決裁を受ける必要があることを認識していなかった。</p> <p>2 財務規則の解釈を誤り、比較見積が省略されており、また、委託業務の発注に際しては競争入札が原則であるにもかかわらず、安易に随意契約による発注が行われていた。</p> <p>3 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 第167条の2</p> <p>1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p> <p>【大阪府財務規則の運用第62条関係】</p> <p>1 随意契約によることができる場合は、令第167条の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。</p> <p>(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が規則第61条の2に掲げる額を超えないものをするとき。</p> <p>2 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければ</p>	<p>部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図った。</p> <p>引き続き、会計事務研修を実施する。（年2回程度）</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		<p>ばならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p> <p>(12) 契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの 【大阪府随意契約ガイドライン】</p> <p>3 随意契約ができる場合 第1号(令第167条の2第1項第1号) ・・・なお、予定価格(購入希望限度額)の設定にあつては、過去の実績、業者からの聞き取り、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。</p>	
	<p>《都市整備部 港湾局》 阪南港木材港地区臨海道路他の不法投棄及び清掃業務(委託金額3,240,300円)は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約として委託されているが、随意契約理由に合理性がない。</p> <p>業務の内容 ・不法投棄の防止の巡視及び当該地区へ出入りするための門扉の施錠・解錠 ・ゴミの清掃 ・ゴミの運搬 } 再委託(2,811,000円)</p> <p>随意契約理由 ・門扉の施錠・解錠については、委託先が阪南港木材港地区の事業者から構成された団体であるため。 ・ゴミの清掃及び運搬については地区内で事業をしていることから清掃及びゴミの運搬に関しても港湾地区事業者の理解を得やすいため。</p>	<p>1 契約の競争性、透明性が確保されておらず、また、その重要な部分について再委託がなされている現状は、特殊な事情を考慮する必要性から認められた随意契約の趣旨に反するものである。</p> <p>2 契約の競争性及び透明性を図るため、一般競争入札による契約方法を採用することを検討されたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 第167条の2 1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>1 再委託されている清掃業務については、障がい者の社会自立や経済的自立、高齢者雇用の安定促進などに寄与するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者(障がい者就労支援事業所、シルバー人材センターなど)と契約することとし、その発注見通しを公表した。</p> <p>2 再委託されていない巡視及び門扉の施錠・開錠業務については、その委託金額により、一般競争入札、若しくは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約を行い、契約の競争性及び透明性を図ることとした。</p>